

歯科訪問診療、（介護予防）居宅療養管理指導 申込書

拝啓 皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

お手数ですが、下記ご同意欄に☑していただき同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。皆様のより一層のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

敬具

☐ 重要事項説明書の内容を確認、同意の上、医療保険による歯科訪問診療等、介護保険による（介護予防）居宅療養管理指導に申し込みます。

※ご本人またはご家族の方が自署願います。

【記入日】 年 月 日

【ご本人氏名】

【ご家族氏名】 印（続柄）

【住所】

【ご入居施設】

【連絡先】 ご自宅 携帯・会社

※ご本人の治療内容について、ご家族の方に対し直接ご連絡することがあります。日中にご連絡のとりやすいお電話番号をご記入ください。

重要事項説明書

医療法人Maitreya 恵幸堂歯科医院は指定居宅療養管理指導事業所として歯科訪問診療等および（介護予防）居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために事業者としての管理運営について以下に定め重要事項として説明します。

1. 事業の目的と方針

当事業所の職員は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難なご利用者さまに対して、その居宅等を訪問して心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とします。指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 当事業所の概要

- ・名称：医療法人Maitreya 恵幸堂歯科医院
- ・所在地：〒399-3702長野県上伊那郡飯島町飯島2527-6
- ・代表者名：理事長 中塚敏弘
- ・電話番号：0265-86-6050
- ・事業所番号：2032437093
- ・サービス提供地域：主に長野県駒ケ根市、上伊那郡飯島町・中川村、下伊那郡松川町
- ・職員体制：歯科医師1名以上、歯科衛生士1名以上、助手1名以上
- ・営業時間：月・水・金・土 9:30～13:00／15:00～18:00
ただし、歯科訪問診療および居宅療養管理指導は主に13:15～14:45とする。
- ・休日：火曜（手術日）、木曜、日曜、祝日及び夏季休暇、年末年始休暇

3. サービスの内容

【医療保険 歯科訪問診療等】

歯科医師・歯科衛生士による歯科治療全般、および専門的な口腔衛生指導、摂食嚥下リハビリテーション及び口腔機能の維持向上を図るための管理指導を行います。

【介護保険 （介護予防）居宅療養管理指導】

- ・歯科医師が行う（介護予防）居宅療養管理指導

担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な歯科医学的管理を基に、利用者が居宅療養サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して、居宅サービスの計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。

- ・歯科衛生士が行う（介護予防）居宅療養管理指導

担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。

4. 費用とお支払い

- ・医療保険と介護保険による（介護予防）居宅療養管理指導費

利用者の自己負担割合、および歯科訪問診療をうける場所などによって異なります。職員よりご説明いたします。

- ・交通費

実費分をご請求いたします。

- ・支払い方法

自己負担額のお支払いについては、1回ごとの費用を次の訪問日に現金にてお支払いをお願いいたします。次回診療の予定がない場合は請求書を郵送しますので指定口座にお振込いただければと思います。

5. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

6. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために指針を整備し従業者に対して定期的な研修を実施しています。また、サービス提供中、および前後において利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等はいりません。

8. 個人情報の取り扱いと保護、およびご協力依頼

事業者は業務上知り得た利用者および後見人、ご家族の個人情報を厳重に取り扱うとともに漏らしません。ただし、サービス担当者会議等において個人情報を利用する場合は使用目的を事前に説明しますので同意をいただきますようご協力をお願いいたします。

9. サービス利用にあたっての留意事項

サービスの費用の滞納した場合や、指定日時にサービスを提供できないことが継続した場合、居宅介護支援事業者などの関係者と相談の上、サービス提供を中止させていただく場合があります。

10. サービスのご相談窓口

サービスに関する苦情やご相談は、訪問時にスタッフにお申し付けいただくか、事業所までお電話にてご連絡ください。